

題名：「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」についての解説
インデックス番号：11100000MB0143028R/2024-915606 テーマ分類：政策解説
発行番号：なし 所属機構：独占禁止法執行一司
作成日：2024年11月08日 公布日：2024年11月08日

事業者の標準必須特許の濫用による競争の排除・制限行為を予防・制止し、市場における公正な競争を保護し、革新を奨励し、経済の運営効率を向上させ、消費者の利益と社会公共の利益を擁護するため、市場監督管理総局は、「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を印刷配布した。以下、関連内容について解説する。

一、必要性

（一）市場における公正な競争を保護するための切実な需要。現在、標準必須特許の実施許諾実務は、無線通信、オーディオ・ビデオ、モノのインターネットなど多くの分野をカバーしており、実施許諾主体は多様化し、実施許諾形態はますます複雑化する傾向にあり、正常なビジネス行為と反競争的行為との間に曖昧な領域が存在し、企業の業務活動の予測不可能性を増加させ、独占禁止監督管理の法執行にも課題をもたらしている。「ガイドライン」は、標準必須特許分野における独占禁止監督管理・法執行の関連制度・規則を明確にし、情報開示、実施許諾承諾、誠実交渉などの行動ガイドライン及び高リスク行為の防止を強化し、事業者に従うべき明確な行動規則を提供し、市場における公正な競争を促進し、産業の革新と発展の原動力を保護することに資する。

（二）独占禁止制度・規則を細分化するための内在的要件。市場監督管理総局は、知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の規制を高く重視し、「国務院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止指南」、「知的財産権の濫用による競争行為の排除・制限の禁止に関する規定」などを起草・制定し、知的財産権分野の独占禁止制度・規則システムを構築・健全化している。「ガイドライン」は、標準必須特許分野に重点を置き、独占禁止関連法執行制度・規則をさらに細分化することで、制度の適切性と運用性を高め、独占禁止監督管理・法執行の安定性と透明性を向上させ、業界の公正な競争を規範化・指導し、革新を奨励する政策・制度環境を形成することに資する。

(三) グローバルガバナンスの動向に対応するための具体的な取り組み。近年、標準必須特許分野における公正な競争問題は、国内外で高い関心を集めており、各国は、産業発展のニーズを踏まえて、焦点を絞った政策と措置を策定し、導入している。「ガイドライン」の制定・導入は、グローバルガバナンスの動向及び産業発展の大勢に積極的に適合し、中国の標準必須特許ガバナンスシステムの健全化を促進し、知的財産権の統合的な保護と公正な競争の促進に関する中国政府の政策指針を適時、正確かつ十分に公表し、革新的発展を奨励する、統一的、標準化され、秩序ある市場環境の構築を促進することに資し、世界的な公正競争ガバナンスへの参加を促進し、対外へのハイレベルな開放に奉仕し、中国産業の国際競争力を向上させることに資する。

二、制定プロセス

(一) 徹底的な理論的研究。「ガイドライン」の理論的かつ先進的な性質の強化に焦点を当て、中国標準化研究院などの機構に「ガイドライン」研究制定に関するコンサルティングプロジェクトの実施を委託し、国内外の標準必須特許の独占禁止に関する立法及び法執行の司法経験を全面的に整理し、中国の産業発展の実情及び段階の特徴に照らして、枠組み構造及び主要制度を体系的に研究し、「ガイドライン」の研究制定に理論的な裏付けを提供した。

(二) 産業状況に関する調査・研究の強化。「ガイドライン」の指向性及び運用性などの強化に焦点を当て、無線通信、オーディオ・ビデオなどの重点分野における標準必須特許問題について、一連のセミナーと調査・研究を実施し、標準必須特許権者と標準実施者の主張を重点的に聴取し、重点産業における標準必須特許の発展の最新状況を総合的に把握し、既存の重要かつ困難な問題を徹底的に分析し、研究によって形成された解決案を具体的な規則に変換し、「ガイドライン」の研究制定のための実務的な基礎を固めた。

(三) 意見・提案の広範な募集。「ガイドライン」の民主性、科学性などの強化に焦点を当て、2023年6月30日から7月29日まで、「ガイドライン」（草案）について意見を公募するとともに、国務院独占禁止反不正競争委員会の会員单位、各省レベルの市場監督管理部門、関連社会団体、企業、専門家などの意見を募集し、米国、欧州連合などの国・地域の独占禁止法執行機関との意思疎通を強化し、各方面の意見・

提案について綿密な研究を行い、十分に吸収・採用し、最大のコンセンサスを形成した。

三、主要内容

「ガイドライン」は計6章22条で、主に以下の内容について規定している。

(一) 総則(1~5条)。「ガイドライン」の目的及び根拠を明確化し、標準必須特許の関連概念を定義し、標準必須特許に関する独占行為の分析原則及び関連市場定義のアイディアを提案し、事前・事中の監督管理規則を構築する。

(二) 標準必須特許に関する情報開示、実施許諾承諾及び誠実交渉(6~8条)。市場における公正な競争及び独占禁止監督管理・法執行の視点から、事業者に対して情報開示などの遵守事項が課され、上記遵守事項の位置づけや独占的行為の認定との関係が明らかにされている。

(三) 標準必須特許に関する独占合意(9~11条)。標準の制定及び実施過程における独占合意、標準必須特許に関するパテントプール及びその他の独占合意などの状況を規定している。

(四) 標準必須特許に関する市場での支配的地位の濫用行為(12~18条)。標準必須特許に関する市場での支配的地位の認定方法及び考慮要素、並びに市場での支配的地位の濫用に係る典型的な種類及び認定要素を規定している。

(五) 標準必須特許に関する事業者集中(19~20条)。標準必須特許に関する事業者集中申告状況及び審査規定を規定し、認定及び考慮要素を明確にしている。

(六) 付則(21~22条)。「ガイドライン」の効力及び解釈などについて規定している。

四、主要特徴

「ガイドライン」は主に以下の3つの特徴がある。

(一) 発展と規範化の均等重視という基本コンセプトを十分に具現化する。標準必須特許分野における公正な競争の問題は、国内市場と国際市場の両方に関わり、多くの産業の革新や発展と密接に関係している。「ガイドライン」は、標準必須特許分野における市場競争の難点と焦点に積極的に対応し、成熟した理論研究成果を転換・応用し、既存の実務経験を吸収・学習した上で、市場化、法治化、国際化の基本方向を

堅持し、産業発展、技術革新、市場競争の法則を正確に把握し、この分野における独占禁止法適用の基本的枠組みを明確にし、関連認定規則及び考慮要素を細分化し、事前・事中予防と事後懲戒・処罰との組み合わせを重視し、独占禁止監督管理・法執行の規範的、指導的役割を十分に發揮している。

(二) 標準必須特許権者と実施者の利益のバランスを両立させる。標準必須特許の問題は、業界の多くの関係者の利害に関わるものである。「ガイドライン」は、標準必須特許権者と標準実施者との間の利益関係を両立させ、双方の発展ニーズを十分に考慮し、制度・規則の設計において、現状を考慮し、将来を見据え、「独占禁止法」の規定及び公平・合理・非差別の原則に基づき、当事者の行為、私権及び公益保護の境界を合理的に明確化し、様々な事業者が市場競争に公平に参加するための制度的保障を提供するよう努めており、知的財産権の保護を強調し、標準必須特許権者による合理的な革新利益の取得を維持するとともに、合法的な範囲内での権利行使を強調し、標準必須特許の濫用による独占行為の実施を効果的に規制し、標準必須特許の実施者の革新的な活力と意欲を十分に刺激する。

(三) 事前・事中・事後のフルチェーン監督管理制度システムを構築する。「ガイドライン」は、体系的な思考及びフルチェーン監督管理の理念を堅持し、標準必須特許分野における独占禁止監督管理・法執行の事前・事中・事後規則を明確にし、情報開示、実施許諾承諾及び誠実交渉など、事業者の実施を奨励する良好な行為・実践を規定する特別な章を設け、不当に高い価格、差止救済の濫用などリスクの高い競争行為に対する規制を強化し、「自発的な通報」、「注意喚起・促し」、「事情聴取・是正」などの事前・事中における監督管理手段を規定し、標準必須特許分野における独占禁止監督管理方法の革新を推進し、標準必須特許分野における事業者コンプライアンス構築及び独占禁止監督管理・法執行を促進する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxcs/art/2024/art_3112a2e987c84f3189dfe2066_eabdc16.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。